

## 米ドル全面安について

### <米ドル全面安>

10月14日の外国為替市場では米ドル全面安の展開となり、多くの通貨が米ドルに対し直近の高値を更新しました。

一時、対円では80円88銭と1995年4月以来、対豪ドルでは1豪ドル0.9994米ドルと1983年12月の変動相場制導入以来の高値を付けました。

また、対スイスフランは1米ドル0.9463フラン、対シンガポールドルは1米ドル1.2894シンガポールドルと何れも史上最高値を更新、対ユーロでも一時1ユーロ1.4122米ドルと今年1月以来の水準をつけています。

### <各通貨から見た米ドルの下落率>

(5/31と10/14の海外終値を比較)

円	▲ 10.7%
豪ドル	▲ 14.9%
ユーロ	▲ 12.6%
スイスフラン	▲ 17.5%
シンガポールドル	▲ 7.5%

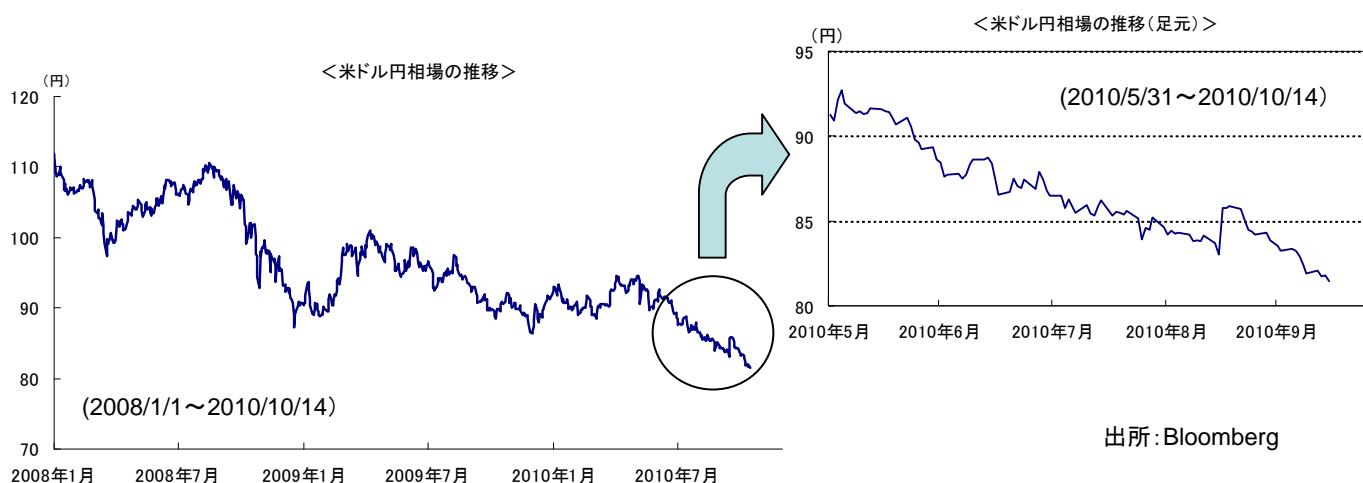
出所: Bloomberg

### <米国の金融緩和観測>

9月21日に実施された米連邦公開市場委員会 (FOMC) において「必要に応じて追加金融緩和を実施する用意がある」ことが明らかになったことから、市場では11月に開催される次回FOMCで何らかの対応が行われるとの観測が広まっております。足元では金利の水準が最も為替に影響を与えられとされており、米金利低下観測が米ドル安の原因となっています。また先週末に行われた7カ国財務省・中央銀行総裁会議 (G7) では、「為替相場の過度な変動は望ましくない」という原則を確認したにとどまったことが、米ドル安の動きに拍車をかけています。

### <今後の為替見通し>

当社では、米景気をはじめ世界景気は減速するも回復基調は保たれることから、米金利の低下余地は限定的と考えています。また、政府・日銀は、外圧はあるものの10月5日の金融政策決定会合の声明文にある通り、「今後とも、適切に政策対応を行っていく」と思われます。これ以上の米ドル安円高があってもその余地は限られており、来年にかけて米景気に関する弱気な見方が見直されるにつれ、為替は米ドル高方向に進む見通しです。



■当資料は情報提供を目的として大和住銀投信投資顧問が作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。■当資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■当資料に記載されている今後の見通し・コメントは、作成日現在のものであり、事前の予告なしに将来変更される場合があります。■当資料内の運用実績等に関するグラフ、数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。■当資料内のいかなる内容も、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。



大和住銀投信投資顧問

Daiwa SB Investments

大和住銀投信投資顧問株式会社  
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第353号  
 加入協会 (社)投資信託協会、(社)日本証券投資顧問業協会

## お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

### 手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行う場合、約定代金に対して最大 1.20750%（但し、最低 2,625 円）の委託手数料（税込）が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては、現地諸費用等を別途いただくことがあります。
- 株式等の売買等にあたっては、価格等の変動による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行うにあたっては、売買代金の 30%以上で、かつ 30 万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 非上場債券（国債、地方債、政府保証債、社債）を当社が相手方となりお買付けいただく場合は、購入対価のみお支払いただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

### ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。
- 外国株式の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行われていないものもあります。

商号等 : 大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会 : 日本証券業協会、社団法人 日本証券投資顧問業協会、社団法人 金融先物取引業協会